

市では、市民の皆さんの命と生活を守るため、引き続き対策に取り組んでいきます。

5〜11歳のお子さんのワクチン接種を実施します

市では、5〜11歳のお子さんへのワクチン接種を、左の表のとおり実施します。使用するワクチンはファイ

会場	接種開始	予約先
【個別接種】 太陽こども病院 松原町1-2-1	3月1日	☎042-544-7511 (平日の午前9時～11時30分、午後2時～5時)
【集団接種】 フォレスト・イン 昭和館 拜島町4017-3	3月12日	昭島市新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-201-432 (毎日/午前9時～午後5時) 予約サイト https://akishima.hbf-rsv.jp/ (期間中は毎日、24時間)

ザー社製で、12歳以上の方向けのワクチンとは濃度や用量が異なります。3週間の間隔を空けて2回接種します。

◎接種券の発送について
左の表のとおり発送する予定です。接種を希望する場合は、同封の案内に従って予約をしてください。

◎ワクチン接種による有効性と副反応
5〜11歳のお子さん向けのワクチン(ファイザー社製)については、2回目接種の7日後から抗体価が増加し、予防効果が現れるといわれています。

▼接種券の発送予定時期

対象	発送予定時期
平成22年3月13日～12月31日生まれのお子さん	2月21日に発送済み
平成23年1月1日～24年12月31日生まれのお子さん	3月上旬
平成25年1月1日以降生まれのお子さん	3月中旬以降、順次

※ワクチンの供給量によって、変更となる場合があります。

3回目のワクチン接種を実施しています

令和3年9月1日～15日に2回目の接種を完了した方へ、2

また、接種後7日以内の副反応としては、主にリンパ節の腫れ、接種部位の痛み、嘔吐、下痢などの症状が現れるといわれています。2回目接種後に発生率が高くなっていますが、多くは軽度または中等度で、数日以内に回復し、安全性に重大な懸念はないとされています。

◎使用するワクチン
市の集団接種会場や個別接種の指定病院では、ファイザー社製と武田/モデルナ社製のワクチンを使用しています。1・2回目とは異なる種類のワクチンを接種することも可能で、どちらも高い予防効果があるといわれています。

陰性の検査結果が必要な方へのPCR検査

発熱などの症状がなく、陰性の検査結果を確認する必要があ

る方を対象に、3月31日までが無料でPCR検査を実施しています。
☆詳しくは、東京都PCR等検査無料化事業事務局 ☎03-4405-4958(毎日/午前9時～午後7時)、または、東京都無料PCR検査ホームページへ。

感染予防に努めましょう

全国的に感染が拡大しており、特に10〜20代の方を中心に、市中感染や家庭内感染が増えていきます。感染防止のため、マスクの着用、うがい、手指消毒をしっかりと行い、密集や不要不急の外出を避けましょう。

☆詳しくは、健康係(あいぼっく内) ☎544-5126へ。



自宅療養などに備えましょう

自宅療養をしている方だけでなく、感染が疑われる方も、一定期間、外出自粛が求められます。日頃から、数日分の食料や生活必需品を備えておきましょう。
☆詳しくは、健康係(あいぼっく内) ☎544-5126へ。



自宅療養をしている方へ

自宅療養中は、外出できません。次のすべてに該当するまでは、保健所や医師の指示に従って療養してください。
☆発症日の翌日から10日間経過している
*解熱剤を服用しない状態で、72時間以上、熱が下がっていない
*せきや喉の痛みなどの症状が回復している
☆詳しくは、健康係(あいぼっく内) ☎544-5126へ。

自宅療養をしている方への支援

自宅療養をしている方には、都や保健所から食料やパルスオキシメーター(血液中の酸素飽和度を測定する機器)などが届きます。
届かない場合は、市から配送しますので、連絡してください。
☆申し込みは、健康課(あいぼっく内) ☎544-5126へ。

市ホームページ内の「自宅療養者支援のページ」はこちら



濃厚接触者の方へ

陽性者と最後に接触した日の翌日から7日間経過するまで、原則、外出は控えてください。マスクを着用し、検温など健康状態の確認をして過ごしましょう。発症が疑われたら、かかりつけ医などに相談してください。
なお、家庭内に陽性者の方がいる場合は、可能な範囲で部屋



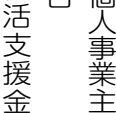
事業復活支援金を支給

対象となる事業者は、国が支給します。支給額は、売り上げの減少額によって異なります(上限あり)。

◇対象 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年11月～4年3月のいずれか1か月の売り上げが、平成30年～令和3年のうち任意の年の同月と比較して30%以上減少した、中小企業者や個人事業主

◇申請期限 5月31日
☆詳しくは、事業復活支援金相談窓口 ☎0120-789-140(毎日/午前8時30分～午後7時/03-6834-7593)、または、事業復活支援金事務局ホームページへ。

事業復活支援金事務局ホームページはこちら



離婚家庭向け 子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)を支給

お子さんを養育しているが、離婚などの理由により令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れなかった方に支援給付金を支給します。
◇対象 申請時点で昭島市に住民登録があり、給付金を受け取れなかった、次のいずれかに該当する方
*元の養育者と別居しており、令和4年3月分の児童手当(特例給付を除く)を受給する
*令和4年2月28日現在、元の養育者と別居しており、平成15年4月2日～18年4月1日生まれのお子さんを養育し、令和2年中の所得が右の表の所得制限額以内である

*昭島市に居住しているが、配偶者からの暴力などの理由により住民登録がない方は、問い合わせてください。
◇支給額 お子さん1人につき10万円
*給付金の全部または一部を、元の養育者から受け取ったり、元の養育者がお子さんのために使ったりした場合は、相当額を差し引いて支給します。
◇申請 申請書(市役所手当・医療助成係にあり/市ホームページからダウンロード可)と必要書類を、4月28日までに市役所手当・医療助成係へ(郵送不可)
*必要書類など詳しくは、問い合わせるか市ホームページをご覧ください。

☆詳しくは、手当・医療助成係へ。
市ホームページ内の「離婚家庭向け子育て世帯への臨時特別給付金」はこちら



▼所得制限額 (社会保険料相当額8万円控除後)

扶養人数	所得制限額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

*医療費控除などがある場合、一定額を所得から控除できます。
*扶養人数は、地方税法上の数です。